

## 第2回金融モニタリング有識者会議 参考資料

---

平成28年9月30日  
金融庁

## 目 次

---

○金融監督庁発足時の記者会見における長官発言骨子	・・・ 1
○金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」の概要	・・・ 6
○金融庁発足時の長官談話	・・・11
○金融再生プログラム	・・・13
○リレーションシップバンキングの取組み	・・・14
○中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の概要	・・・18
○評定制度の概要	・・・19
○金融商品取引法	・・・22
○金融規制の質的向上 ― ベター・レギュレーション ―	・・・23
○金融サービス業におけるプリンシプルについて	・・・26
○中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ	・・・29
○金融モニタリング基本方針の概要(平成25事務年度)	・・・32
○金融行政方針主なポイント(平成27事務年度)	・・・39
○FinTechサポートデスクの設置について	・・・47

## 金融監督庁発足時の記者会見における長官発言骨子

### I. (総理、官房長官からのご指示とそれを踏まえての金融監督庁運営の基本的考え方)

金融監督庁長官を拝命するに当たり、総理からは、「事前指導的な行政から事後チェック重視型の行政への転換を図り、公正で透明な金融行政を実現すること、あわせて、職員モラルの保持に万全を期し、金融行政に対する内外の信頼の回復に努めること、また、現下の金融情勢にかんがみ、金融監督当局として、金融機関の不良債権処理の促進に万全を期すること」とのご指示があった。

また、官房長官からは、本日はお目にかかれなかったが、「検査・監督を専門的に行う独立の行政機関として、その機能を十全に発揮すべく、検査・監督体制について計画的な整備を図ること」とのご指示が別途あった。

以上のご指示を踏まえ、今後の金融監督庁の運営に当たっては、以下の5点を柱としたいと考えている。

第1は、明確なルールに基づく「公正で透明な金融監督の確立」である。

第2は、このような金融監督の基本となる「厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実」である。

第3は、「海外の金融検査監督当局等との連携強化」である。

第4は、「専門性の向上と高いモラルの保持」である。

第5は、「検査・監視・監督体制の計画的な整備」である。

以下、これらの点につき補足的なコメントを加えたい。

1点目の「公正で透明な金融監督の確立」は、自己責任原則の徹底と市場規律重視を基本として、極力、裁量的なもの、不透明なものを排除して、

金融監督を行うということである。そのためにはまず、監督当局として責任を持って監督すべき守備範囲を明確にする必要がある。その上で、その範囲内においては、検査やモニタリングから得られる情報に基づき、早期是正措置をはじめ、明確なルールによる監督を行わなければならない。また、たとえば法令解釈等の照会に文書で回答し、その内容を一般に公表するというようなことを含め、行政の透明性を高めるための方策を具体的に研究してみたい。

2点目の「厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実」は、総理からご指示のあった事後チェック重視型行政への転換を図るための大前提である。早期是正措置の導入に対応して、金融検査の基本的あり方を抜本的に改め、新検査方式が定められたところであるが、今後とも金融の新しい流れに即応して検査手法の不断の見直し・向上を図るとともに、民間専門家の登用、海外の主要金融検査監督当局との人事交流等を通じ、検査官の育成と検査機能の充実・強化を図ることが重要である。

また、国際的な金融監督の潮流をも踏まえ、オンサイトの検査に加えて、検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表等の継続的な分析といったオフサイトのモニタリング機能が重要と考えており、従来手薄であったこうした機能の充実に努めなければならないと考えている。

3点目の「海外の金融検査監督当局等との連携強化」は、金融取引のグローバル化という状況に適切に対応するために、極めて重要なことであり、バーゼル委員会やIOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的な議論に主体的に参画していくことはもとより、海外金融検査監督当局との間での情報交換の枠組みの整備にも努めてまいりたいと考えている。

さらに、金融犯罪の防止に向けた国際的な取組みについては、サミットにおいても合意されているものであり、我が国として積極的な貢献を図ってまいりたいと考えている。このため、金融犯罪の防止のための日本版F I Uを、組織的犯罪処罰法案の成立・施行を待って金融監督庁に設置することとしているが、これに先立ち本日付で、F I Uの設立準備と国際会議への対応等を担当する特定金融情報管理体制等検討準備室を長官官房に設置することとしたところである。

4点目の「専門性の向上と高いモラルの保持」は、総理のご指示にもあ

るとおり、検査・監視・監督を専門的に行う行政機関として、我が国金融行政に対する内外の信頼の回復を図る上で不可欠なことである。職員の専門能力向上のための研修や、服務監察を含め高いモラルを保持するための方策に、真剣に取り組んでまいりたい。

5点目の「検査・監視・監督体制の計画的な整備」は、官房長官のご指示にもあるとおり、金融の検査・監視・監督を専門的に行う官庁として、責任をもって金融行政を担い、内外の信頼を確保する上で極めて重要なことである。

我が国の検査・監視・監督体制は、これまでの関係者の努力もあって、金融監督庁の403人に財務局の検査・監視・監督要員約1,100人を加えて合計約1,500人となっている。しかし、市場の自由度が高いといわれる米国の体制と比べてまだまだ貧弱であるとのことご批判は素直に受け止めなければならないと思う。また、職員数の面だけでなく機構の面でも、組織全体として実効性の高い態勢になっているかどうか、検討すべき点も少なくないと思う。

こうした体制の不備が、我が国金融システムの安定性に対する懸念の一因となりうるとすれば、看過しがたいところである。定員の大幅増を含む体制の抜本的な整備ということは、従来の行政の感覚からするとなかなか難しいことなのかもしれないが、事後チェック重視型の公正・透明な行政を責任をもって担うための体制整備であり、官邸・与党のご指導を賜りつつ、是非とも国民各位のご理解を得て、検査・監視・監督体制の計画的な整備を図ってまいりたいと考えている。

以上、初代長官を拝命するにあたり、自らに重い宿題を課すつもりで申し上げた。また、先刻の職員に対する訓辞でも大要以上のようなことを申し述べた。

これら5本の柱に沿って、金融監督庁の運営を行っていくこととなるが、現下の金融情勢における喫緊の課題は、総理のご指示にもある金融機関の不良債権問題であると考えている。これについては、政府与党挙げての真剣な取り組みが行われているところであるが、金融監督庁としても、金融機



関による不良債権の早期処理に向けて、金融監督当局として適切に対応してまいりたいと考えている。

## II. (職員人事について)

次に、この機会に金融監督庁の職員人事についての考え方を述べておきたい。

金融監督庁の職員については、民間金融機関に対する検査・監督等の業務を的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、望ましい人材を確保したところである。

具体的には、金融監督庁には当然のことながら金融行政経験の豊かな人材を確保する必要があり、大蔵省において検査・監督事務に従事してきた職員等の中から多数任用しているが、同時に、公認会計士など、民間の専門家の登用や大蔵省以外の省庁との大幅な人事交流の実施など、幅広い分野からの人材確保に配意したところである。

民間からの人材登用については、私が金融監督行政を実施していくにあたって、ご指導、ご助言をいただくための顧問（非常勤）を、経済学者、法曹界、会計専門家、経済界等の各分野の有識者に委嘱したほか、若手の公認会計士5名を検査官に、また、新進気鋭の商法専攻の大学教授1名を非常勤の検査部参事に登用したところである。大蔵省以外の省庁との人事交流については、13省庁から30名程度の受入れ規模となっている。

また、金融監督庁の中樞を担う幹部職員である、次長、検査部長、監督部長、監視委員会の事務局長及び事務局次長の5名については、経歴等から最もふさわしいと思う者を任用すべく意を用いたところであり、事務局次長は裁判所出身、それ以外の4人は大蔵省出身である。これら大蔵省出身の幹部職員の今後の人事については、将来の話でもあり、また、もとより人事は適材適所を基本とするところであるが、各人には金融監督庁の中樞を担うべき幹部職員として金融監督庁に骨を埋める覚悟で使命感を持って仕事に取り組んでもらいたいと考えている。

なお、新規採用についても積極的に進めてまいりたいと考えており、採

用に向けて体制も整えてあるので、熱意のある諸君の応募を期待している。

### Ⅲ. (決意)

以上、金融監督庁運営の基本的な考え方と職員人事についての考え方を申し述べたが、最後に決意を表明させていただく。

総理の掲げられた金融システム改革の3原則であるフリー・フェア・グローバルは、金融監督行政の理念そのものでもあると考えている。先程述べた5つの柱を基本として、かかる理念を実現すべく、最善を尽くす決意であるので宜しくお願いしたい。

平成11年4月8日

金融監督庁検査部

## 金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」の概要

金融監督庁においては、検査官が金融機関を検査する際の手引書（マニュアル）を整備するため、昨年8月、検査部内に、法律家、公認会計士、金融実務家等をメンバーとする「金融検査マニュアル検討会」を設置し、検討を進めてきた。昨年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、これに対するパブリックコメント等を踏まえ、検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、本日、その最終的な成果として具体的なマニュアル案を内容とする「最終とりまとめ」をまとめ、公表するに至った。

### I. 概要

1. 我が国金融システムの安定と再生を図り内外の信頼を回復するためには、不良債権の処理、業務再構築やリストラ、情報開示等に取り組むとともに、検査マニュアル等の整備等を通じて検査監督体制の一層の充実を図っていく必要がある（金融再生トータルプラン、緊急経済対策）。金融検査マニュアル等の整備・公表は、監督当局の検査監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと期待される。
2. 本検査マニュアル案の作成に当たっては、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関の経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、
  - ① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換を進める（検査は、金融機関自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする）、
  - ② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査へ転換を図る、  
ことに重点を置いている。  
また、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成している。
3. 本検査マニュアル案では、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について、各々チェック・リスト等により、検査を行う際のチェック・ポイントを示している。  
まず、法令等遵守態勢については、経営陣（注1）が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を構築し、法令等が遵守される体制を整備しているか



をチェックすることとしている。

また、リスク管理態勢については、自己責任原則の下、監査役を含めた経営陣、そして会計監査人等の役割と責任を明確化するとともに、当局による検査において、経営陣等が各種リスク管理の重要性を認識し、リスク管理のための方針を策定し、体制の整備等を行っているかをチェックすることとしている。

(注1) 本検査マニュアル案においては、経営陣の役割について「取締役会」において決定すべき項目と「取締役会等」（取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。）において決定すべき項目の2つに分けている。

4. なお、本検査マニュアル案は、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象とすることを予定している。

また、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目（注2）は検査官が金融機関のリスク管理態勢等を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があり、チェック項目に記述されている字義通りの対応がなされていない場合でも、業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、対応が合理的なものであり、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とされるものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。なお、検査における指摘が直ちに特定の監督上の措置に結びつくわけではない。

(注2) 本検査マニュアル案においては、チェック項目を以下の3つに区分している。

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ さらに、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定してい

る金融機関にあっては①、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関にあっては②としている項目がある。

## II. 各マニュアル案の概要

### 1. 法令等遵守態勢（コンプライアンス）のチェックリスト

本チェックリストでは、取締役や監査役に求められている役割を明らかにしているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を明記し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、コンプライアンス重視の企業風土醸成により、金融機関としての公共性を発揮することを促している。

### 2. リスク管理態勢

#### (1) リスク管理態勢のチェックリスト（共通編）

本チェックリストにおいては、金融機関の抱える各種リスクを管理するにあたって、全てのリスク管理に共通するチェック項目を、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」の原則を踏まえ整理している。

本チェックリストの各項目は、金融機関経営に際して当然実践されるべきリスク管理の基本であり、特に金融機関の取締役が認識し実践することが求められるものである。

具体的には、取締役、取締役会、取締役会等、監査役、管理者それぞれの認識と役割等を明記し、取締役等にリスク管理に対する自覚を求めているほか、金融機関としてのあるべきリスク管理態勢の整備を促している。

#### (2) 信用リスク管理態勢のチェックリスト及び信用リスク検査マニュアル

本チェックリストにおいては、与信集中の排除等のポートフォリオ管理の重要性を強調するとともに、信用格付の導入、信用リスクの計量化を促している。

また、信用収縮に対する懸念に配慮し、チェックリストに「円滑な資金供給を行っているか」、「金融検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否や資金回収等の不適切な取扱いを行っていないか」をチェックする項目を設けている。

信用リスク検査マニュアルにおいては、自己査定に関する検査について、旧大蔵省金融検査部の「資産査定について」の通達をベースとしつつ、債務者区分を判定する場合の判断基準の明確化（特に関連ノンバンクを含む金融支援先の査定方法の明確化）等を図っている。なお、判断基準は債務者を区分する際の目安であり、債務者区分の判定に当たっては、定量的な判断だけでなく、業種の特性等を踏まえた総合的な判断が必要である。特に、中小企業等向けの与信に対しては、

どの債務者区分の判定の際にも、当該企業の財務状況のみならず、代表者等の資産等をも勘案して判断する必要がある旨を明記している。

償却・引当に関する検査についても、償却・引当基準の一層の明確化を図るとともに、貸倒引当率等の算定方法の適切性、償却・引当額の水準の適切性について検査を行うこととしている。また、要注意先に対する引当は、信用リスクの程度に応じて区分毎に行うことを基本とし、例えば、要管理先債権とそれ以外のものに区分して行っている場合には妥当と判断できることも明確化している。

自己査定及び償却・引当に関する検査を踏まえ、自己資本比率がどのような影響を受けるのか等についても検査において検討することとしている。

### (3) 市場関連リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」と「海外拠点検査のチェックリスト」を一本化した上で、金融環境の変化に対応し金融機関の市場関連リスクの管理態勢レベルの向上を求めている。また、自己資本比率に係るマーケット・リスク規制やトレーディング勘定についてのチェック項目を新たに設けるなど内容の充実を図っている。

### (4) 流動性リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、流動性管理の重要性が非常に高まっている昨今の金融情勢を踏まえ、特に資金繰りリスクに重点を置いて作成している。

具体的には、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法等の規定の整備、円貨・外貨及び国内拠点・海外拠点の資金繰りの統合管理、オフバランス取引、コミットメントライン、調達先の分散状況等を考慮した調達可能額の把握等について記し、流動性リスクの適切な管理態勢の確立を促すこととしている。

なお、市場流動性リスクについては、「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」に盛り込まれており、その中でチェックすることとしている。

### (5) 事務リスク管理態勢のチェックリスト

事務リスクについては、従来、現物検査、実地検査を通じて把握した状況を基に事務管理態勢のチェックを行っていたが、本チェックリストでは、基本的に本部検査等を通じて事務リスク管理態勢のプロセス・チェックを行うこととしている。

具体的には、事務リスクの適切な評価（計量化を含む。）を行うことを促しているほか、網羅的な事務規定の整備、自店検査の機能発揮について明確化し、事務管理態勢の整備状況をチェックすることとしている。また、顧客保護の徹底を図るとともに、融資先の財務情報など個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に扱うことを求めている。

#### (6) システムリスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「コンピュータシステム及びコンティンジェンシープランチェックリスト」をベースに作成しているが、従来の、システム安全対策やコンティンジェンシープランのチェックについては、変金融情報システムセンター（FISC）の手引きを活用することとし、当局の検査においては主にシステムの企画・開発体制や管理・運営体制の状況のチェックに重点を置いている。

具体的には、システム戦略やセキュリティーポリシーの明確化を求めているほか、内部監査時の監査証跡（オーディット・トレイル）の確認を促している。また、コンティンジェンシープランの策定に当たっては、システムリスクも考慮することを促している。

以 上

談 話  
―― 金融庁発足に当たって ――

平成12年7月3日

7月1日に、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が発足した。金融庁においては、その行政の運営に当たって、以下の理念に基づく6つの基本的考え方を柱とすることとする。

(理念)

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、その安定と活力の確保が不可欠である。また、金融システムの中核である金融市場は、その本来の機能を発揮するために、利用者が市場の持つ可能性を存分に享受できるよう、また信頼感を持って利用できるよう整備される必要がある。このため金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的とする。

金融行政の実施に当たっては、引き続き市場規律と自己責任の原則を基軸とし、金融業務の高度化、国際化等の急速な進展を踏まえ、高い専門能力を保持するとともに、国際的な整合性の確保に努める。その際、預金者、保険契約者、投資者等の利用者の利便性の向上と保護に努める。

また、ルールの一層の明確化及びその迅速かつ厳正な運用を図るほか、政策立案過程及び行政手続の透明性の向上を図り、金融行政を実施する各段階において説明責任を果たすように努める。

金融庁は、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当するとともに、銀行、保険、証券等の業態を横断的に所管することから、これらの特色を最大限に活かし、金融を取り巻く環境の変化に的確に対峙して、機動的かつ整合的な政策の遂行に努める。

(基本的考え方)

1. 安定的で活力ある金融システムの構築

我が国金融システムは、深刻な金融不安発生の経験を踏まえ、その再生と安定に努力してきた結果、概ね安定してきているが、今後の預金等特例措置の終了等を踏まえ、一層の金融システムの安定性の確立を図り、より強固な金融システムを構築する。また、

経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するよう、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図る。さらに、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対して必要な資金供給が円滑に行われたいという事態が生じることがないように、金融の円滑を図り、国民経済の発展に資する。

## 2. 時代をリードする金融インフラの整備

金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等に伴い、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスの開発が急速に進んでいるほか、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指し国境を越えて移動しており、この傾向は今後ますます加速するものと考えられる。このような展望を踏まえ、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にみても重要かつ安定的な地位を保持し、ニューミレニアム時代をリードする金融インフラの整備を図る。

## 3. 利用者保護に配慮した金融のルール整備と適切な運用

多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者が自己責任原則の下で安心して取引を行うための前提として、金融商品・サービスの利用者保護の環境整備を図る。このために、利用者を守るためのルールの整備と適切な運用を行うとともに、消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する。

## 4. 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底(市場規律と自己責任の原則)

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を目指す。このため、検査・監督・監視の各分野において、金融行政の効率性・実効性の向上を図り、さらなるルールの明確化や行政手続面での整備を行うとともに、広報活動を充実する。

他方、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進する。

## 5. 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発達等の金融環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性・先見性の向上に努める。このような観点から、金融大学校の設立も視野に入れて職員の研修の充実等を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めるとともに、金融行政に係る体制の整備に努める。

## 6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献

金融機関活動や金融取引の国際化に的確に対応するため、外国金融監督当局との協力関係を緊密化し、情報交換等を促進する。さらに、国際的なリーダーシップを発揮し、国際的なルール策定に積極的に貢献するとともに、世界に向けた情報発信を拡大する。



# 金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

## 《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
- 国民のための金融行政
  - 決済機能の安定確保
  - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
- 中小企業貸出に関する担い手の拡充
  - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
  - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 中小企業の実態を反映した検査の確保
  - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
    - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
    - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
- 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
  - 「特別支援金融機関」における経営改革
  - 新しい公的資金制度の創設

## 《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
- 貸出債権のオフバランス化推進
  - 時価の参考情報としての自己査定を活用
  - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
- 企業再生機能の強化
  - 企業再生ファンド等との連携強化
  - 貸出債権取引市場の創設
  - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
- 企業再生に資する支援環境の整備
  - 過剰供給問題等への対応
  - 早期事業再生ガイドラインの策定
  - 株式の価格変動リスクへの対処
  - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

## 《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定を厳格化
- 資産査定に関する基準の見直し
    - 引当に関するDCF的手法の採用
    - 引当金算定における期間の見直し
    - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
  - 特別検査の再実施
  - 自己査定と金融庁検査の格差公表
  - 自己査定の上乗せ不備に対する行政処分の強化
  - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
- 自己資本を強化するための税制改正
  - 繰延税金資産の合理性の確認
  - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
- 優先株の普通株への転換
  - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 早期是正措置の厳格化
  - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

## 〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

# リレーションシップバンキング(リレバン)の取組み

## 14年 10月 金融再生プログラム

⇒地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討

## 15年 3月 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15～16年度)

⇒リレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るため各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決。リレーションシップバンキングの機能強化計画の提出

## 15年 6月 事務ガイドラインの改正

⇒リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化

## 17年 3月 地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム(17～18年度)

## 19年 4月 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について(金融審議会第二部会報告)

## 19年 8月 監督指針の改正 ⇒ 時限プログラムから恒久的な枠組みへ

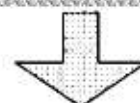
## 23年 5月 監督指針の改正 ⇒ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立

## リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

— 中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保 —

### 金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」  
(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

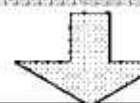


※「リレーションシップバンキング」— 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を行うビジネスモデル

### 金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



## アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

#### 《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

#### 《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、技術的な企業再生手法の選択性、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 風用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急進な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

## リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

⇒各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

### 《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

#### 1. 創業・新事業支援機能等の強化

- 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成(「日利き研修」の実施)
- 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
- ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

#### 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- 要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
- 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

#### 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- 産業再生機構の活用
- 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
- 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

#### 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証(特に第三者保証)に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設け、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表(デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等)
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用(審査の高度化、適正な貸出利率の設定、ポートフォリオの適正化等)

#### 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債権者への重要事項(貸付・保証契約内容等)の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

#### 6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

### 《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

#### 1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 適切な自己査定及び貸付・引当の実施
- 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
- 早期警戒制度に大口貸付等に係る「信用リスク改善措置」を導入

#### 2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 収益管理態勢の整備
- リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

#### 3. ガバナンスの強化

- 株式会社非公開銀行の開示体制の整備
- 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
- マネジメントの変に関するモニタリング体制の強化

#### 4. 地域貢献に関する情報開示等

- 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
- 当局による利用者への財務情報提供の充実

#### 5. 法令等遵守(コンプライアンス)

- コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

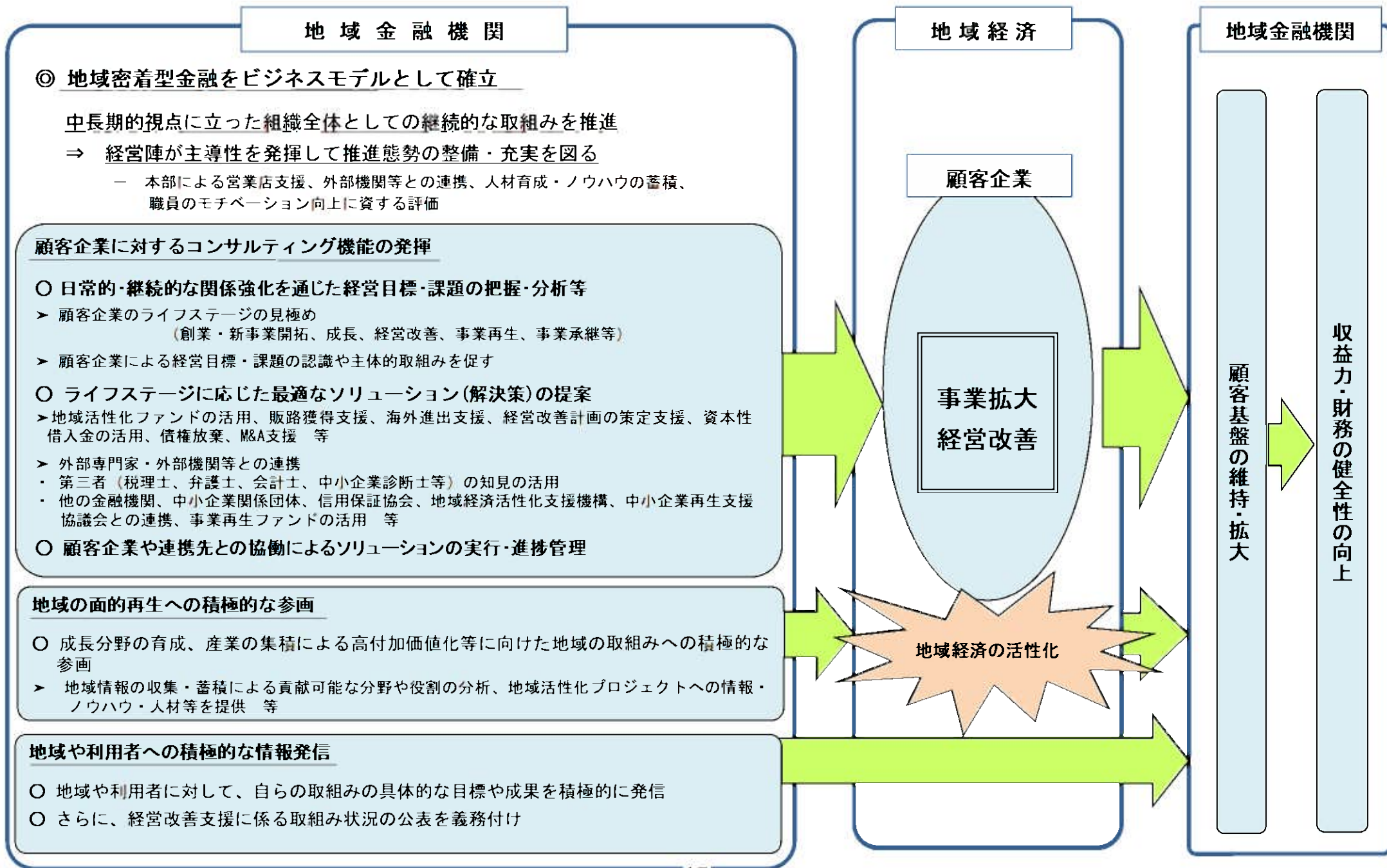
#### 6. 地域の金融システムの安定性確保

- システムリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
- 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
- 公的資本増強の監督等に関する運用ガイドラインの整備

#### 7. 監督、検査体制

- 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定)
- 換在マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂





中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の概要

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月公表)

各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対应的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルール明確化を図る。

監督指針策定の趣旨

中小・地域金融機関の業務の特性

- ① 特定の地域や業種に密着した営業展開
- ② 主要な融資対象は中小企業又は個人  
⇒ リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)を展開

地域密着型金融の機能強化の必要性

- ① 地域の金融ニーズへの一層適切な対応
- ② 持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融機関自らの取組み

経営に対する外部からの規律付け

機能強化計画の実施

情報開示の充実

多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立

監督指針の概要

多面的な評価による総合的な監督体系の確立

新たに経営管理や地域貢献等に関する観点を取り入れ、①経営管理、②財務の健全性等、③業務の適切性、④地域貢献、⑤中小企業金融の再生の促進等の多面的な評価に基づき、中小・地域金融機関の特性を踏まえた総合的な監督体系を確立

1. 有効な経営管理の確立

金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、金融機関の経営管理において役職員がそれぞれの機能を有効に発揮しているかを検証するための監督上の着眼点を整理するとともに、総合的なヒアリング等の監督手法・対応を整備

2. 地域貢献

「地域貢献」を監督上の評価項目として新たに設け、①地域貢献に関する基本的な経営姿勢、②地域貢献に関する情報開示、③地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響に関し、監督上の着眼点等を整備

3. 中小企業金融の再生

「中小企業金融の再生の促進」を監督上の評価項目として新たに設け、①創業・新事業支援機能等の強化、②経営相談・支援機能の強化、③早期事業再生に向けた取組み、④担保・保証に過度に依存しない融資等に関する取組み状況をフォローアップ

4. 顧客保護に関する態勢の確立

「顧客保護」を監督上の評価項目として新たに設け、①顧客への説明態勢、②顧客情報管理、③預金口座の不正利用防止等について、監督上の着眼点等を整備

5. 検査部局との連携確保

新たに「検査・監督連携会議」を設置し、検査部局との適切な連携を確保

6. 協同組織金融機関の特性を踏まえた監督

協同組織金融機関の業務運営について自主的な努力を尊重しつつ、①総代会の機能向上に向けた取組状況、②中央機関に対するヒアリングなど、協同組織金融機関の特性を踏まえた監督上の着眼点等を整備

7. その他

新たに、①事務リスク、②システムリスク、③危機管理体制、④銀行持株会社等に関する監督上の着眼点等を整備。また、ノーアクションレター制度における事務手続を明確化

機能強化計画の実施

情報開示の充実

地域密着型金融の機能強化

地域経済の活性化  
中小企業の再生

不良債権問題の解決



## 評価制度の概要

### 【Ⅰ. 背景】

#### 1. 金融改革プログラム

- ・フェーズの転換-----「不良債権問題への緊急対応」から「将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面」へ
- ・望ましい金融システムを「官」の主導ではなく「民」の力により実現⇒**施策の1つ**「検査における評価制度の導入等」

#### 2. 金融検査の基本的考え方

- ・フェーズの転換とともに、金融検査マニュアルが目指す新検査方式への移行に推進をかける時期に
  - ・新検査方式とは、「検査3原則の徹底」「結果よりもプロセスチェックを重視」「資産査定中心から、リスク管理重視へ」等
- \* 検査3原則（金融検査マニュアル）-----①補強性の原則 ②効率性の原則 ③実効性の原則

### 【Ⅱ. 意義】

1. 金融検査の結果について、指摘事項の記載に加え段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させる。
2. その後の選択的行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高め、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにする。
3. 金融行政の透明性を高め、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することが期待される。

### 【Ⅲ. 枠組み設計の考え方】

#### 評価制度のあり方を考える視点

- ① 金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けになっているか。
- ② 金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った評価制度となっているか。
- ③ 真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているか。

#### 評価項目

- ・金融検査マニュアルの項目を基本とする。

#### 金融機関の規模や特性を踏まえた評価

- ・金融機関の規模や特性に応じたリスク管理のあり方を評価。機械的・画一的評価にならないように留意。

## 【IV. 具体的枠組み】

1. 評価制度の基本的枠組みは  
現行の金融検査マニュアル  
に沿ったものとする。

評価項目は、9項目。

「法令等遵守態勢」

「信用リスク管理態勢」等

2. 評価段階（4段階評価）

① A評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、

② B評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、

③ C評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、

④ D評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。

\* 総合評価は、行わない。

3. 選択的行政対応とのリンク

(1) 検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて適時適切に実施するものであるが、その際、評価結果もその後の検査の濃淡（検査頻度、検査範囲、検査深度）に反映。

・まず検査頻度については、例えば

① 低評価項目がない場合（例えばAとBしかなく、C以下の評価がない場合）⇒平均より長い検査周期

② 低評価項目が少ない場合（例えば、A、B、C評価しかなく、かつ、C評価も2つ以下にとどまる場合）⇒平均的な検査周期

③ 上記以外の場合⇒平均より短い検査周期

・評価の高低を、検査範囲や自己査定の検証における抽出率等の検査深度に反映させる。

(2) 監督上の対応へのリンク

検査において指摘事項があった場合の銀行法第24条に基づく報告も踏まえた上で、監督上の対応を行う判断要素の1つとして用いる。

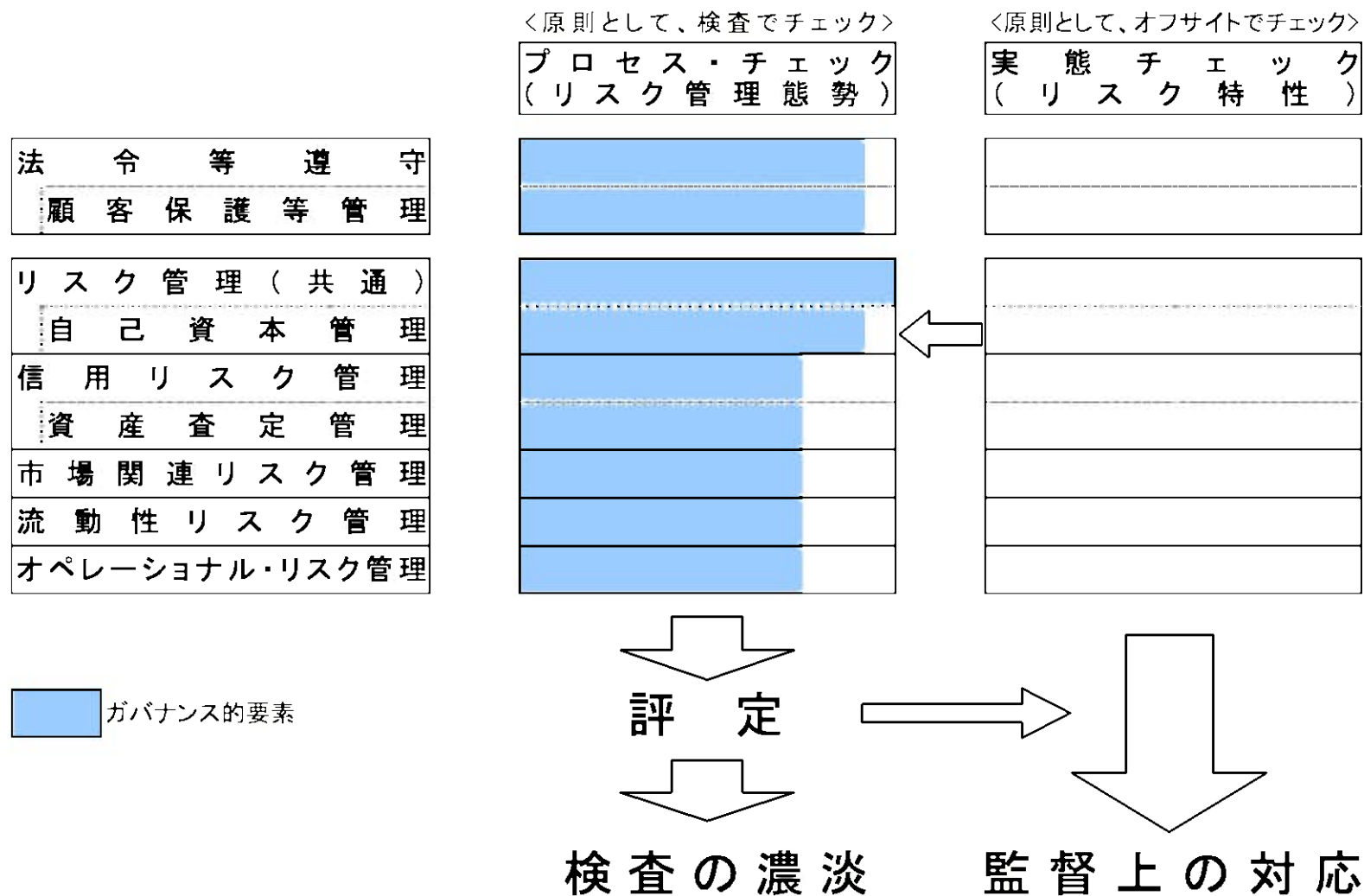
4. 評価手順等

・ 主任検査官は、1対1ミーティングにおいて、評価結果について十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認する。

・ 被検査金融機関は、立入検査終了後、評価結果について意見相違がある場合は、意見申出制度を利用できる。

・ 最終的な評価結果は、検査結果通知の一部として被検査金融機関に通知されるが、対外的には公表されない。

# 評定制度のイメージ図



(注)「中小企業融資」は、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿って「信用リスク管理態勢」及び「資産査定管理態勢」の中で評価する。

# 証券取引法等の一部を改正する法律 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法

改正

金融商品取引法  
(いわゆる「投資サービス法」)

## いわゆる「投資サービス」規制

### 横断化 (縦割り規制から横断的な規制に)

- 投資性の強い金融商品・サービスに、すぎ間なく同等の規制



集团投資スキーム(ファンド)を包括的に対象

### 柔軟化 (一律規制から差異のある規制に)

- いわゆるプロ向けと一般向け(投資家の知識・経験)、商品類型等に応じて差異のある規制

### 取引所制度

- 取引所の自主規制機能(上場審査・売買審査等)の強化(自主規制組織に独立性を付与)

### 罰則・課徴金

- 罰則の引上げ(最高5年 → 10年)
- 「見せ玉」に対する課徴金・罰則の拡大

## 開示制度

- 四半期開示の法定化
- 財務報告に係る内部統制の強化
  - ※ 適正開示に関する経営者の確認 等
- 公開買付(TOB)制度の見直し
- 大量保有報告制度の見直し
  - ※ 特例報告期限 3ヶ月毎15日以内
  - 2週間毎5営業日以内

(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
  - 保険業法
  - 商品取引所法
  - 不動産特定共同事業法
- 等

利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

## 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 1. 以下の法律を廃止

- ・ 金融先物取引法
- ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- ・ 抵当証券業の規制等に関する法律
- ・ 外国証券業者に関する法律

### 2. 関係法律の規定の整備

- ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (いわゆる商品ファンド法)

- ・ 金融商品販売法  
説明義務の拡充等  
⇒ 損害賠償額の推定 (元本欠損額)

## 金融規制の質的向上 — ベター・レギュレーション —

「ベター・レギュレーション」とは、より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上を指します。金融庁は、この「ベター・レギュレーション」をこれからの金融行政における大きな課題として位置付けています。

(なぜ、いまベター・レギュレーションなのか?)

### (1) 我が国金融・資本市場の国際競争力の強化

少子高齢化が進み人口減少時代の到来を迎える中、我が国経済が持続的発展を遂げるためには、高い付加価値を生み出す金融サービス業が経済の中核的な役割を果たす必要があります。金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上に伴う我が国市場の競争力強化は、我が国市場を母国市場とする金融機関の活躍の場を広げ、利用者利便の向上につながります。

### (2) 金融セクターを巡る局面の変化

「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「公正・透明な市場の確立と維持」という金融行政の目的を巡る状況が大きな変化を遂げています。不良債権の処理が進んで金融システムへの不安が払拭される一方、利用者保護や市場の公正や透明性を巡る問題の顕在化を受けた官民を挙げての取組の結果、枠組みの整備や実態の改善が進んでいます。こうした流れを定着させ更に深化させるという現在の局面においては、各金融機関の自己責任と自助努力による様々な課題への取組みが重要であり、金融規制もまた、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すように変わっていく必要があります。

(ベター・レギュレーションへの4つの柱)

#### 第一の柱：「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」

詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという「ルール・ベースの監督」と、いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す「プリンシプ

ル・ベースの監督」とを最適な形で組み合わせることによって、全体としての金融規制の実効性を確保していくことが重要です。その組合せの在り方を関係者の方々と議論していきたいと考えています。

## 第二の柱：「優先課題への効果的対応」

(リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ)

金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、そのような重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくというアプローチです。そのためには、経済、市場の動向把握や、金融機関の戦略や活動についての正確な認識が重要であり、金融機関や市場参加者とのコミュニケーションを強化していく必要があります。

## 第三の柱：「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」

金融検査評定制度やバーゼルⅡ、地域密着型金融など、金融規制の枠組みにはインセンティブ重視、自助努力尊重という方向性が既にかなり織り込まれています。金融セクターを巡る局面の変化で金融機関の自助努力の重要性が増しており、こうした枠組みを更に中身の濃いものにしていきたいと考えています。

## 第四の柱：「行政対応の透明性・予測可能性の向上」

金融庁では、検査監督上の着眼点などを定めた検査マニュアルや監督指針、各事務年度の検査方針、監督方針を公表しているほか、行政処分の基準の公表、ノーアクションレター制度の改善、ルールの解釈等についてのQ&Aの掲載など、透明性・予測可能性の向上に向けた様々な取組みをしてきています。関係者の意見も聞きながら、更に改善すべき点がないかどうかを検討していきます。

(ベター・レギュレーションに向けての5つの当面の具体策)

### ① 金融機関等との対話の充実

金融機関等との対話の充実は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要です。



金融システムが抱える問題について官民が協同して解決策を探っていく上でも対話は必要不可欠です。

## ② 情報発信の強化

金融関連法令等の英訳の推進や内外のシンポジウム等への積極的な参加を通じて、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に国民や世界の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えています。

## ③ 海外当局との連携強化

金融のグローバル化に対応し、規制・監督の国際的な整合性の確保や、グローバルなマーケットの動向の把握が重要となっており、各国の規制当局や国際機関と連携し適切に対応していきたいと考えています。

## ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

マクロ経済や金融・資本市場の動向が金融機関の経営や金融システム全体の安定に与える影響について分析、把握するとともに、必要な監督上の対応を時を失せず講じられる体制を整備することが求められます。庁内の調査機能を強化するほか、市場関係者、日本銀行、外国監督当局等との対話・連携の促進を図っていきたいと考えています。

## ⑤ 職員の資質向上

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策を検討していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「大臣談話・講演等」から、「佐藤金融庁長官講演『金融規制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの取組み)』」にアクセスしてください。

平成 20 年 4 月 18 日

金融庁

## 金融サービス業におけるプリンシプルについて

1. わが国の金融・資本市場の魅力と競争力を高め、金融サービス提供者が利用者ニーズに応えた良質な金融サービスを提供できるようにしていくことは、わが国経済社会にとって重要な課題である。そのためには、ビジネス環境や規制環境を、金融サービス利用者と提供者の双方にとってより良いものとしていくことが重要となる。こうした観点を踏まえ、金融庁では、昨年来ベターレギュレーションの取組みを進めてきた。

このベターレギュレーションの取組みの中で、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」<sup>1</sup>という考え方を示し、プリンシプルベースの監督の機軸となる主要なプリンシプル（注 1）について、関係する金融サービス提供者の代表の方と議論を重ねてきた。今般、別紙 1 の通り、主要なプリンシプルについて関係者との間で共有をすることができた（注 2）。

（注 1）プリンシプルとは、法令等個別ルールの基礎にあり、各金融機関等が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則と考えられる<sup>2</sup>。また、プリンシプルベースの監督とは、上記のようなプリンシプルに沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自主的な取組みを行っていくことに重点を置いていく監督の枠組みである。

（注 2）本プリンシプルをとりまとめるにあたっては、主な金融サービス提供者として全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、信託協会、国際銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、日本証券業協会と意見交換会を開催し、議論を行った。

また、全国労働金庫協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会とは個別に意見交換を行った。

2. プリンシプルについて、広く関係者の間で認識を共有できれば、以下のような効果が期待できる。

<sup>1</sup> ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督との関係

(1) 不特定多数の者に共通のルールを適用するなどルールベースになじむ分野と、金融機関の経営管理等の態勢整備を促すなどプリンシプルベースになじむ分野がある。

(2) また、(イ)金融イノベーションが進む中、予め全ての事象を想定してルールでカバーすることは不可能であり、こうしたルールの隙間をプリンシプルで補う、(ロ)行政対応の中でルールを適用するにあたって、プリンシプルに基づき適切な判断を行うことで、行政の実質的な公平性の確保に資する、という形で相互補完的に機能する場合がある。

<sup>2</sup> なお、運用にあたっては、業態や規模・特性等にも配慮することが重要である。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整う。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取組む際の指針となることが期待される。

この意味で、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すと共に、ベストプラクティスの拠り所となるものである。また、ルールを解釈する際の基礎となるものでもある。

- ③ 行政にとっても、(イ) 検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとするのが可能となる。(ロ) 既存のルール(法令、金融検査マニュアル、監督指針等)の見直し等にあっても、プリンシプルの考え方に沿った簡素化や明確化を図ることで、金融サービスのイノベーションや、金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となる。

3. 金融庁としては、このプリンシプルについて職員一人一人に浸透を図り、プリンシプルに則した実効的な行政対応に努めてまいりたい。また、プリンシプルについて、金融サービス提供者との間で継続的な対話を行い、更に議論を深めてまいりたい<sup>3</sup>。

なお、上に示したようなプリンシプルの性格上、仮にその充足度が低く、実現への改善努力が十分でない場合であっても、法令上の根拠なしに行政処分が行われるということはない。

別紙略

(注) 今般プリンシプルが共有されたことを踏まえ、別紙2の通り「金融上の行政処分について」の一部改訂を行った。

<sup>3</sup> 日本商品投資販売業協会、金融先物取引業協会、日本公認会計士協会、各金融商品取引所からも、プリンシプルについて意見を伺っている。

金融サービス業におけるプリンシプル

別紙1

金融サービス業におけるプリンシプル	具体的なイメージ
1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待されている役割を果たす。	①利用者の求める多岐サービス提供のための不断の努力 ②多様な利害関係者との適切な関係 ③我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことを期待 ④社会的責任等への対応
2. 市場に参加するにあたっては、市場全体の機能を向上させ、透明性・公正性を確保するよう行動する。	①法令、自主規制等の遵守 ②ベストプラクティスの普及、必要に応じ自主規制等の改善に努め、市場の効率性など機能向上のために貢献 ③市場の透明性・公正性を占する悪質な行為に対して厳しい態度で臨み、市場の透明性・公正性確保のために貢献
3. 利用者の合理的な期待に応えるよう必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意義務をもって業務を行う。	①利用者のニーズを十分踏まえ、適切な金融サービスの提供、事後フォロー等の契約管理 ②「優越的地位の濫用」の防止等、取引等の適切性の確保 ③利用者の情報保護の徹底 ④利用者の公平取扱い、ゲームズレンガスの遵守
4. 利用者の経済合理的な判断を可能とする情報やアドバイスをタイムリーに、かつ明確・公平に提供するように注意を払う。	①利用者等の判断材料となる情報を正確・明確に開示し、実質的な公平を確保 ②適合性の原則 ③利用者へ真実を告げ、誤解を招く説明をしないこと
5. 利用者等からの相談や問い合わせに対し真摯に対応し、必要な情報の提供、アドバイス等を行うとともに金融知識の普及に努める。	①可能な限り利用者の理解と納得を得るよう努力 ②相談、問い合わせ、苦情等の事例の蓄積と分析を行い、説明態勢など業務の改善に努力 ③正しい金融知識の普及
6. 自身・グループと利用者の間、また、利用者その他の利用者の間等の利益相反による弊害を防止する。	①利益相反やビジネス上のコンフリクトに適切に対応しているか十分に検証 ②利益相反による弊害を防止する適切な管理態勢の整備 ③利用者に対する誠実な職務遂行
7. 利用者の資産について、その責任に応じて適切な管理を行う。	①利用者の財産の適切な管理 ②財産を管理するものの責務の履行(例えばその責務に応じて善管理義務、分別管理義務、受託者責任)
8. 財務の健全性、業務の適切性等を確保するため、必要な人員配置を含め、適切な経営管理態勢を構築し、実効的なガバナンス機能を発揮する。	①適切かつ効率的な経営管理・ガバナンスの構築 ②従業員の適切な人員配置 ③法令や業界上の諸規則等の遵守、健全かつ適切な業務運営 ④各金融機関等の取締役のフィットアンドプロパー
9. 市場規律の発揮と経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、適切な情報開示を行う。	①市場への適時・適切な情報開示 ②多様な利害関係者への適時適切な情報開示
10. 反社会的勢力との関係を断絶するなど金融犯罪等)に利用されない態勢を構築する。	①犯罪等へ関与せず、利用されないための態勢整備(含反社会的勢力との関係断絶) ②顧客管理体制の整備、関係機関等との連携
11. 自身のリスク特性を踏まえた健全な財務基盤を維持する。	①リスク特性に照らし、資産、負債、資本のあり方を適切に評価 ②リスクに見合った自己資本の確保
12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う。	①適切なリスク管理態勢の整備 ②資産・負債、損益に影響を与え得る各種リスクを総合的に把握し、適切に制御 ③持続可能な収益構造の構築
13. 市場で果たしている役割等に応じ、大規模災害その他不測の事態における対応策を確立する。	①市場混乱時における流動性確保 ②危機管理体制の構築、危機時の関係者間の協賛
14. 当局の合理的な要請に対し、誠実かつ正確な情報を提供する。また、当局との双方向の対話を含め意思疎通の円滑を図る。	①当局からの合理的な要請に対し、適時に必要とされる情報を十分かつ正確に伝達 ②当局と金融サービス提供者の双方向の対話の充実を通じて円滑な情報伝達

# 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための  
臨時措置に関する法律案  
〈時限〉

## 金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

## 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

## 行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

## 検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

## その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用の検討促進。



## 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

### < 骨子 >

#### I. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」の制定

##### < 法案の概要 >

##### 1. 金融機関の努力義務

- ・ 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める。

(注) 対象となる金融機関は、銀行・信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金。

- ・ 金融機関は、申込み又は求めがあった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生 ADR、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努める。

##### 2. 金融機関自らの取組み

- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付ける。(詳細は、省令、検査マニュアル、監督指針において規定。)
- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付ける。

(注) 虚偽開示に関しては、罰則を付すこととする。

##### 3. 行政上の対応

- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務付ける。

(注) 虚偽報告に関しては、罰則を付すこととする。

- ・ 行政庁は、これを取りまとめ公表する。



#### 4. 更なる支援措置

- ・ 政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。

#### 5. その他

- ・ 法案は、平成23年3月までの時限措置とする。

### II. 検査・監督上の措置

○ 行政庁は、法案の実効性を確保するために、次のような措置を講じる。

- ・ 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改定を行う。
  - － 顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢整備
  - － 条件変更等を行っても、不良債権に該当しない要件（従来に比べて拡充）
- ・ 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

### III. その他の措置

○ 政府関係金融機関等についても、本法の趣旨を踏まえ、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請する。

○ 金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地に赴き、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。

○ 金融機能強化法について活用の検討の促進を図る。

(以 上)

# 金融モニタリング基本方針の概要

平成25年9月

金融庁

# I 検査・監督の課題

- 金融システムを取りまく経済金融情勢の変化に的確に対応する。
- デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートし、以下の好循環の実現につなげる。

世界経済の脆弱性  
(中国、新興国、欧州等)

国内の財政赤字、  
人口減少・高齢化の進展等

世界的な金融緩和  
による巨額なマネー  
の急激な動き

金融機関が適切なリスク管理の下  
積極的な金融仲介機能の発揮

金融機関経営・金融システム  
の健全性の持続的確保

デフレ脱却と  
企業・経済の持続的成長

## Ⅱ 金融検査の見直しの方向性

### 従来の検査

- 個別の金融機関に対する定点的な観測。  
⇒検査と検査の間の経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に十分対応できない。
- 法令や金融検査マニュアルで規定した基準(ミニマムスタンダード)を満たしているかについての検証が中心。  
⇒大手金融機関は、ミニマムスタンダードの遵守だけでは、世界に伍して戦えない。  
⇒形式的な問題点の指摘と、金融機関の指摘への対応の積み重ねが「コンプラ(法令等遵守)疲れ」を生む一方で、本質的な問題解決につながらない可能性。

### 今後の検査(金融モニタリング)

- 金融機関・金融市場で何が起きているかを、リアルタイムで実態把握し、潜在的なリスクに対応。
- 重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、行政対応につなげる。
- 大手金融機関等については、より優れた業務運営(ベストプラクティス)に近づく観点からのモニタリングを実施。

## Ⅲ 新しい金融モニタリングの枠組み①

### 1. 金融システムモニタリング(マクロプルーデンス)

- 金融機関からの報告資料の分析、主要金融機関からビジネスの状況をヒアリングする等により、金融で何が起きているか(起こる可能性があるか)を継続的に把握。
- 上記分析を、マクロの経済・市場分析等と突き合わせ、金融システムの潜在的リスクを認識し、必要に応じ対応を検討。

### 2. SIFIs(3メガバンクグループ等)モニタリング

- 3メガに共通する重要課題(グループ経営管理、海外展開管理等)別に同一チームが、横串で3メガの実態を把握。同時に、外資系 SIFIsのプラクティスも把握(水平的レビュー)。
- 取組事例の比較、各金融機関の全体の中での位置づけをフィードバックし、経営の自主的改善につなげる。



## Ⅲ 新しい金融モニタリングの枠組み②

### 3. 地域金融機関モニタリング

- 一部地域銀行について、重要課題(地域経済活性化への取組み、地域の実態を踏まえた中長期的な経営の在り方等)を業界横断的に統一的目線で検証(水平的レビュー)。

### 4. 外国銀行モニタリング

- 基礎的な経営情報(グループ全体の運営状況、グローバル戦略、在日拠点の位置づけ等)収集の強化。G-SIFIsについては、本社幹部とのコミュニケーション、本国当局との連携を強化。

### 5. 保険会社モニタリング

- 大手生損保については、少子高齢化の進展、自然災害の多発、募集形態の多様化等を踏まえ、重要課題(生保市場の将来性を踏まえた経営の在り方、海外展開等)について、水平的レビューを実施。

## IV モニタリング手法の見直しと課題①

### 1 金融機関の将来にわたる収益構造の分析

- － 金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続性と潜在的リスクを分析

### 2 融資審査における事業性の重視

- － 事業の期待収益とリスクに対する評価能力の向上

### 3 小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重

- － 金融機関全体の将来にわたる健全性は多角的に分析する一方、健全性の観点から重大でない小口の資産査定は、金融機関の判断を尊重

### 4 金融機関における「コンプラ(法令等遵守)疲れ」への対応

- － 実質的な意味での顧客保護等を重視し、コンプライアンスに関する過度な形式的ルールを効率化

### 5 内部監査等の重視

- － 内部監査の改善、内部監査・監査役監査・外部監査の十分な連携を促す

## IV モニタリング手法の見直しと課題②

### 6 海外の監督当局等との連携強化

- － 米・英をはじめとする海外の監督当局との連携を強化し、監督手法の改善につなげる

### 7 情報収集態勢の充実

- － 金融機関についての情報収集を強化(関係機関との連携強化、顧客企業からのヒアリング等)

### 8 地域経済についての知見の拡充

- － 財務局の経済調査機能等も活用し、地域経済の動向と将来見通しについて知見を拡充

### 9 検査官の専門性向上(人材育成)

- － 外部登用と内部の人材育成を組み合わせ、専門性を向上

### 10 金融機関の負担軽減と金融機関との対話の充実

- － 通常検査における検証項目の絞込み、オフサイトでの情報収集の拡大等、金融機関の負担軽減に配慮

### 11 震災復興への対応

- － 被災企業の早期の事業再生への積極的な取組みを促す

平成27事務年度

# 金融行政方針 主なポイント

平成27年9月

金融庁

# I . 金融行政の目的

---

- 金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、平成27事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として公表。また、方針の進捗や実績を来年6月を目途に公表し、その評価を翌事務年度の方針に反映(PDCAの実施)。
  
- 金融庁は、
  - ✓ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まりや、FinTech等の金融変革の動き等、金融行政を取り巻く環境が変化する中においても、
  - ✓ 金融機関による質の高い金融仲介機能の発揮、及びそれを支える金融システムの健全性の維持と市場の公正性・透明性の確保により、

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大の実現を目指す。



## Ⅱ. 金融行政の重点施策 ①

### 1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

#### 経済の持続的成長に資するより良い資金の流れ

- 運用の改善により、国民の資産形成と成長資金の供給、市場の発展を促す
  - NISAの更なる普及と制度の発展
  - 「コーポレートガバナンス・コード」、「スチュワードシップ・コード」のフォローアップ会議を設置し、企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと次元を高める
  - 商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、真に顧客のために行動しているかを検証しつつ、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る
  - 金融機関による資産運用の高度化を促す

#### 市場の公正性・透明性の確保

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、その提言等を踏まえ、会計監査の信頼性確保に向けて対応
- 新規株式公開(IPO)等の適切性を確保するため、取引所による上場審査等を強化
- 金融取引のグローバル化・複雑化等に対応し、海外当局との連携強化、監視手法の高度化等により、証券取引等監視委員会の態勢を強化

## Ⅱ. 金融行政の重点施策 ②

### 2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

#### 企業の価値向上、経済の持続的成長と 地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、企業の「稼ぐ力」を金融面から支援するとともに、担保・保証依存から、企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を進める
  - 融資先企業へのヒアリング(1,000社程度)による実態把握
  - 金融機関のガバナンスの検証
  - 金融仲介の取組みを客観的に評価出来る多様なベンチマークの検討
  - 外部有識者を含めた「金融仲介の改善に向けた検討会議(仮称)」を設置し、金融仲介のあるべき姿を議論
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命による、民間金融機関と補完的で地方創生への貢献につながるビジネスモデルの構築を支援する

#### 金融システムの健全性維持 (景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

- グローバルな経済状況や資金の流れ、市場参加者の動向、金融機関のビジネスの動向等をリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクを前広に分析(マクロプルーデンス)
- 市場や経済のストレス時への備えについて、システム上重要な金融機関を中心に検証
- 政策保有株式の縮減をはじめ、金融機関の株式・金利リスクが適切に管理されているか等を検証
- 人口減少や高齢化、IT技術の革新等の環境変化の中で、将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するとの観点から、各金融機関のビジネスモデルの持続可能性を検証

## Ⅱ. 金融行政の重点施策 ③

### 3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

- FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等で顧客利便の向上をもたらすとともに、将来の金融業・市場の姿を大きく変えていく可能性
- 一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する最大の脅威の一つとなっている他、IT技術を駆使した取引の市場への影響力が増大

- IT技術の進展が金融業に与える影響を、内外の有識者や関係者の知見を取り入れ前広に分析するとともに、将来の金融業の姿や望ましい金融規制のあり方を検討
- サイバーセキュリティについては、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(本年7月公表)に基づき、官民一体となって金融システム全体の強靱性を向上
- アルゴリズム取引等が市場の安定性や公正性にもたらす影響について検証

## Ⅱ．金融行政の重点施策 ④

### 4. 国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドーバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要

- **国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応**
  - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- **国際的なネットワーク・金融協力の強化**
  - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
  - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化

# Ⅲ. 金融庁の改革

## 1. 金融庁のガバナンス

- 金融を取り巻く環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする金融行政の態勢構築が必要。
- そのため、外部の専門的・客観的な組織診断も利用しつつ、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進。

### ➤ 開かれた体制の構築

- ✓ 外部の有識者の積極活用等により、金融行政についての有益な意見が継続的に反映される意思決定の仕組みを構築
- ✓ 「金融行政モニター（仮称）」を設置し、金融行政に対する批判や提言の窓口を中立的な第三者に依頼

### ➤ 金融庁職員自身の意識改革

- ✓ 「国益への貢献」を目指し困難な課題にも主体的に取り組む職員を、任用・昇格により評価する等の業績評価のあり方を検討
- ✓ 視野が広く専門性の高い職員を育成すべく、中小企業や外国金融機関へ職員を派遣



# Ⅲ. 金融庁の改革

## 2. 金融行政のあり方

- 各金融機関がより優れた業務運営(ベストプラクティス)を目指すことが、我が国金融の質の向上につながる。
- そのため、金融庁としては、以下のような対応を通じて金融機関との対話を推進し、自主改善を促す。
  - ① 金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有
  - ② 当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表
  - ③ 金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進
- なお、法令等のルール(最低限必要とされるミニマムスタンダード)の遵守に課題のある金融機関等には監督・検査で厳正に対処。その際、問題の根本原因を検証し、改善につなげる。

金融機関の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関の創意工夫を引き出すことにより、全体として質の高い金融サービスの実現を図る。

平成27年12月14日

金融庁

## FinTechサポートデスクの設置について 別紙略

金融庁では、「平成27事務年度 金融行政方針」(別紙(PDF:128KB))を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置します。

当デスクでは、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業を営む、または新たな事業をご検討中の皆様から、具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関するご相談を受け付けます。また、併せて、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業に関連する一般的なご意見・ご要望・ご提案なども伺いし、積極的な情報交換・意見交換等を行ってまいります。

### 受付方法

- 総務企画局政策課FinTechサポートデスク担当宛に電話にてご相談ください。

受付時間: 平日9時30分～18時15分

電話番号: 03-3506-7080

### 留意事項

- 必要に応じて、事業概要に関する資料のご提出等をお願いする場合がございます。
- ご相談の内容に応じて、より適当と思われる他機関の窓口をご紹介する可能性があります。
- 金融庁に設置されている各種窓口のご案内は、[こちら](#)をご覧ください。

---

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2016 金融庁 All Rights Reserved.